



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 11 月 24 日 (木曜日) 第 360 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（福祉保健課） 1
- 指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障がい福祉課） 1

頁

- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障がい福祉課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更……………（ “ ） 1
- 保安林の指定予定……………（自然環境課） 2
- 保安林の指定実施要件の変更予定……………（ “ ） 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意（2 件）……………（水産政策課） 2
- 道路の供用の開始……………（道路保全課） 2

告 示

宮崎県告示第 771号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 4 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社 団政和会高 橋医院	延岡市北浦 町古江2349 番地 4	高橋医院	延岡市北浦 町古江2349 番地 4	令和 4 年 9 月 30 日

宮崎県告示第 772号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
みどり薬局	高鍋町	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
ترون薬局	都城市	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
ترون薬局年見	都城市	薬局	令和 4 年 10 月 1 日

ひなた薬局五十市店	都城市	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
訪問看護ステーションM a h a l o	門川町	訪問看護	令和 4 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 773号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
みどり薬局	高鍋町	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
なごみ薬局大島店	宮崎市	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
ترون薬局	都城市	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
ترون薬局年見	都城市	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
ひなた薬局五十市店	都城市	薬局	令和 4 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション夢 紡ぎ	宮崎市	訪問看護	令和 4 年 10 月 1 日
訪問看護ステーションM a h a l o	門川町	訪問看護	令和 4 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 774号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和 4 年 11 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
ファン薬局宮崎医大前	宮崎市	宮崎市清武町大字木原6013-1	宮崎市清武町木原字長割6009-1	令和4年10月5日

宮崎県告示第 775号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町大藤字権現下乙1916・乙1928-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 776号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字権現下乙1916・乙1928-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 777号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定

による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和4年10月4日
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 山田 幸夫 児湯郡川南町 一政 伸壽
加入区 の 名 称	川南町加入区
区 域	川南町漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの

宮崎県告示第 778号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和4年10月6日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 小林 賢一 東臼杵郡門川町 河野 洋一
加入区 の 名 称	門川加入区
区 域	門川漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して主に機船船びき網漁業以外の漁業を行うもの及び総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの

宮崎県告示第 779号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年11月24日から同年12月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年11月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
1	県道	小林え びの高 原牧園 線	えびの市大 字末永満谷 国有林3055 と林小班地 先から同市 同大字字白 鳥1495番5 地先まで	令和4年11月26日

--	--